

第1回大分市葬斎場残骨灰処理のあり方検討会議 意見まとめ

議題1 残骨灰処理の今後のあり方について

- 残骨灰をご遺骨、有価物、有害物質の3つに分けて、有害物質は関係法令に則って処理、有価物は再利用、残骨はご遺族の意思を尊重して埋蔵するという考え方が必要である。
- 有価物の売却ができることを知らない市民が多くいるので、周知等が必要である。
- 今まで通り、残骨については慎重に取り扱ってほしい。
- 有価物がご本人の身体の一部になっていたものであるから、ご遺骨と同様に扱って欲しいというふうに考える方もいるので、丁寧な説明が必要である。
- 日常的に有価物は価値のある資源であるということを知ることによって理解を深める中で、全部収骨についても選択できるように説明することが重要である。
- 有価物の売却益については葬斎場関係の施設整備と運営に充てるのが適当である。
- ご遺族の中には家族構成がいろいろな場合を想定しなければいけないので、各世代にも分かりやすい説明や案内文の作成に配慮が必要である。
- これまでの残骨灰の取り扱いが不透明だった点に問題があると感じたので、今後は明確にしていく必要がある。

議題2 大分市葬斎場残骨灰の取り扱いについて（指針）の改訂について

- 現行の指針は、大分市における残骨灰の取り扱いの指針と残骨灰の管理業務委託に関する内容とが混在しているので、残骨灰の管理業務委託の内容は、仕様書の中で触れ、残骨灰の取り扱いを指針の中で示した方が分かりやすくなる。
- 事務局に指針及び仕様書の作成をお願いしたい。将来的には残骨は供養、有価物はリユースといったようなことが分かるような文言を踏まえると、ご遺族の方の納得感が高まると感じる。
- 現状で売却している他市の指針等を参考にして新たな指針を作成してほしい。
- 指針については、有価物は再利用し、残骨はご遺族の方に対して周知、説明すべきであるという内容を踏まえて、指針は改訂する必要がある。
- 改訂する指針については、誰にでも理解しやすい言葉で表現してほしい。
- 業者選定に当たっては、選定基準を明確にし、委託費用や売却の収益について、指針等で示してほしい。また、収益の用途については、葬斎場の施設整備や運営に充てることなどを指針等で示していただきたい。